

令和8年度も!

～買い物や通院などのおでかけをサポート～

## 民間タクシーの利用料金を助成します

### ■実施期間

令和9年3月31日(水)まで

### ■助成対象

- ・運転免許証を所持していない町内在住の65歳以上の人
- ・運転免許証を所持しておらず、障がい者手帳等を有している人

### ■助成額



**利用金額の半額** (一回につき上限2000円)

※助成を受けるには、事前申込後に郵送する助成券が必要になります。

※長洲町内タクシー会社を利用した場合に限ります。

※他の料金待遇措置を受ける場合は、その額を控除した料金の半額となります。

※福祉タクシーも利用可能です

### ■利用区間

**①長洲町内**   **②長洲町から荒尾市／玉名市**   **③荒尾市／玉名市から長洲町**

※大牟田市へ(大牟田市から)のタクシー乗車は助成の対象外です。

※町外から乗車する場合、行き先が長洲町内でなければ助成の対象となりません。

### ■利用登録方法

- ・役場2階まちづくり課窓口での手続き
- ・登録申請書を郵送または電子メールで送付(郵便・送付先:役場まちづくり課)
- ・電話での申し込みもしくは電子申請

■助成対象となるタクシー事業者   ※町内タクシー事業者

- |           |               |               |
|-----------|---------------|---------------|
| ・ながすタクシー  | ☎0968-78-0011 | ☎0120-46-1106 |
| ・有明観光タクシー | ☎0968-78-1441 | ☎0120-144-133 |

- 申し込み後、申請者宛に「長洲町タクシー利用料金助成券」(10枚綴り)を**郵送します。**
- タクシーの予約、乗車時に「**長洲町タクシー利用料金助成を利用します**」と伝えてください。
- 降車時に助成券を運転手に渡し、助成額を除いた乗車料金を支払ってください。

問 まちづくり課 地域振興係 ☎ 0968-78-3239